

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和8年2月 25 日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係 | 2件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500028号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2500043号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を32万6,000円、請求期間②の標準賞与額を40万4,000円、請求期間③の標準賞与額を32万6,000円、請求期間④の標準賞与額を40万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和61年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日

② 平成27年12月18日

③ 平成28年7月25日

④ 平成28年12月15日

私は、請求期間①から④までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された請求期間①から④までの各期間の賞与明細書、預金通帳並びに平成27年及び平成28年分給与所得の源泉徴収票、複数の同僚から提出された請求期間①から④までの各期間の賞与明細書及び預金通帳又は金融機関の預金取引明細書、請求者が請求期間①から④までの各期間に住所を定めていたB町から提出された回答票並びに平成28年度及び平

成 29 年度町民税・県民税（国民健康保険税）申告書、同僚が請求期間①から④までの各期間に住所を定めていた自治体から提出された平成 27 年所得分及び平成 28 年所得分の住民税課税基礎資料並びに複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、A 事業所から請求期間①は 32 万 6,000 円、請求期間②は 40 万 4,000 円、請求期間③は 32 万 6,000 円、請求期間④は 40 万 5,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求期間①から④までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、A 事業所は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出を行っていない旨回答しており、オンライン記録によると、A 事業所における厚生年金保険被保険者の中に、請求期間①から④までの各期間の標準賞与額が記録されている者は確認できない上、請求期間④については、年金事務所が保管する請求期間④の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び同取消届によると、請求期間④に支払われた賞与について取消されていることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500029号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2500044号

第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を5,000円、請求期間②の標準賞与額を2万円、請求期間③の標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

請求期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間④について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を令和2年7月30日、標準賞与額を2万円に訂正することが必要である。

請求期間④の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間④の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間⑤について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を令和2年12月25日、標準賞与額を4万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑤の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成28年7月25日
② 平成28年12月15日
③ 平成30年7月30日
④ 令和2年7月

⑤ 令和2年12月

私は、請求期間①から⑤までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①、②、④及び⑤は賞与に係る年金記録がなく、請求期間③は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条該当）になっている。賞与明細書を提出するので、請求期間①、②、④及び⑤は賞与を記録し、請求期間③は保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された賞与明細書、複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳、請求者が請求期間①及び②当時に住所を定めていたB市から提出された平成28年所得分の「㊸給与支払報告書(個人別明細表)」、当該複数の同僚が請求期間①及び②に住所を定めていた各自治体から提出された平成28年所得分の住民税課税基礎資料、複数の同僚の回答等から判断すると、請求者は、A事業所から請求期間①は5,000円、請求期間②は2万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主に対して請求者の氏名を挙げて文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間①及び②の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、A事業所は、請求期間①及び②に係る賞与は支払っていないため届出を行っていない旨回答しており、オンライン記録によると、A事業所における厚生年金保険被保険者の中に、請求期間①及び②の標準賞与額が記録されている者は確認できない上、請求期間②については、年金事務所が保管する請求期間②の賞与支払届及び同取消届によると、請求期間②に支払われた賞与について取消されていることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間③について、請求者から提出された賞与明細書、日本年金機構C年金事務所が令和6年6月7日に実施した事業所調査でA事業所から入手した請求者に係る平成30年賃金台帳及び賞与明細書、年金記録訂正請求を行い、年金事務所段階で記録訂正されている者及び厚生局において記録が訂正決定された者の賞与明細書により、請求者は、請求期間③において事業主から1万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から

控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者はA事業所に対して請求者の氏名を挙げて文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間③の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することはできないが、年金事務所が保管する請求期間③の賞与支払届は事業主から届け出られたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に実施した前述の事業所調査において請求期間③に係る賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査で入手した平成30年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者に係る請求期間③の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間④について、請求者及び複数の同僚は、請求期間④にA事業所から2枚一緒に配布されたとして賞与明細書令和2年7月分（以下「R2.7賞与明細書」という。）及び研究手当明細書令和2年7月分（以下「研究手当明細書」という。）を提出しているところ、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する手取額を研究手当として支給する」と記載されている。また、請求者及び複数の同僚から提出された預金通帳により確認できる請求期間④の振込額は、R2.7賞与明細書に記載された差引支給額及び研究手当明細書に記載された支給額と一致していることから、当該「通常の賞与」とは、R2.7賞与明細書に記載された支給額であると判断でき、R2.7賞与明細書により、請求者は、請求期間④において事業主から2万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間④の賞与支払年月日については、請求者及び複数の同僚から提出されたR2.7賞与明細書及び預金通帳から、令和2年7月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者はA事業所に対して請求者の氏名を挙げて文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間④の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑤について、研究手当明細書には、「なお、研究手当としておりますが、今後諸般の事情により手当の名称を変更する場合がございます」と記載されている上、請求者及び複数の同僚から提出された慰労金令和2年12月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳、B市、D税務署及び日本年金機構の回答並びに複数の同僚の陳述により、慰労金は、いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものと判断できることから、厚生年金保険法第3条で規定される賞与と認められ、慰労金明細書により、請求者は、請求期間⑤において事業主から4万1,000円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、請求期間⑤の賞与支払年月日については、請求者及び複数の同僚から提出された慰労金明細書及び預金通帳から、令和2年12月25日とすることが妥当である。

一方、慰労金明細書には、4万1,000円の支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、上記預金通帳により確認できる振込額は、慰労金明細書に記載された支給額と同額であることが確認でき、このほか、請求者の請求期間⑤における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るA事業所における請求期間⑤の標準賞与額については、慰労金明細書において確認できる支給額から、4万1,000円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。